

第1章 計画の策定（改定）にあたって

1. 計画策定の背景

（1）国の動き

第2期計画策定までの動きとしては、平成12年の社会福祉法改正により地域福祉計画の策定が努力義務と位置付けられて以降、災害時要援護者支援のあり方を地域福祉計画に盛り込むことや、現行のしくみでは対応しきれない多様な生活課題を解決するために「新たな支え合い（共助）」が重要であるという方向性など、社会情勢の変化に応じた政策が展開されてきました。

第2期計画期間中には、平成23年に起きた東日本大震災以来、改めて地域の絆が重要であるということが認識されるとともに、平成24年の社会保障・税の一体改革においても家族や国民相互の助け合いが重要であるということが確認されました。

また、「無縁社会」という言葉が出てきたように、地域の中でのつながりがなく孤立死に至るなどの痛ましい事件が起きたことから、平成24年には地域において支援を必要とする人の把握や適切な支援についての厚生労働省通知が出されるなど、対応が急務となっています。

さらに、社会的に孤立する人の中には生活困窮におちいっているケースも少なくなく、平成25年には生活困窮者の生活支援の在り方に関する報告書が公表されるなど、生活保護に至る前段階の自立支援や地域とのつながりを持てるような働きかけが一層必要となっています。

このように、地域の課題も多様化し、公的なサービスのみですべてを補うことがますます難しい状況になってきている中、互いに支え合うしくみをつくる地域福祉の重要性は一層高まってきています。

■第2期計画期間中の国の主な動き

	国の動き
平成22年	<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省通知「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について」 ・障害者自立支援法等の改正法の公布
平成23年	<ul style="list-style-type: none"> ・3月11日、東日本大震災発生 ・障害者虐待防止法制定
平成24年	<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省通知「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」 ・社会保障・税の一体改革大綱決定
平成25年	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書 ・健康日本21（第2次）計画策定 ・社会保障制度改革国民会議報告書

（2）都の動き

東京都では、平成3年の東京都地域福祉推進計画策定以降、平成12年に福祉改革推進プラン、平成14年にTOKYO福祉改革STEP2などを経て、平成18年に、福祉、保健、医療施策の基本方針となる、「福祉・健康都市東京ビジョン」を策定しました。

近年においては、地域福祉支援計画の中で定めることとされている区市町村への支援や民間団体との協働など地域福祉に関する考え方については、地域福祉支援計画という形ではなく、これらのビジョンや各種分野別計画、分野別事業展開を毎年度掲載する「東京の福祉保健」等において示しています。

平成25年度版の「東京の福祉保健」の中では、福祉人材の確保や低所得者・離職者の生活安定に向けた支援、サービスの信頼確保と質の向上の推進などに取り組んでいます。

（3）西東京市の動き

西東京市においては、平成12年の社会福祉法改正を受け、平成16年3月に第1期となる「西東京市地域福祉計画」を策定しました。その後、5年間の成果や課題を踏まえ、平成21年3月には「第2期西東京市地域福祉計画（以下、「第2期計画」という。）」を策定し、「地域でふれあい 支え合う 心のかようまち 西東京」の実現に向けて取り組んできました。

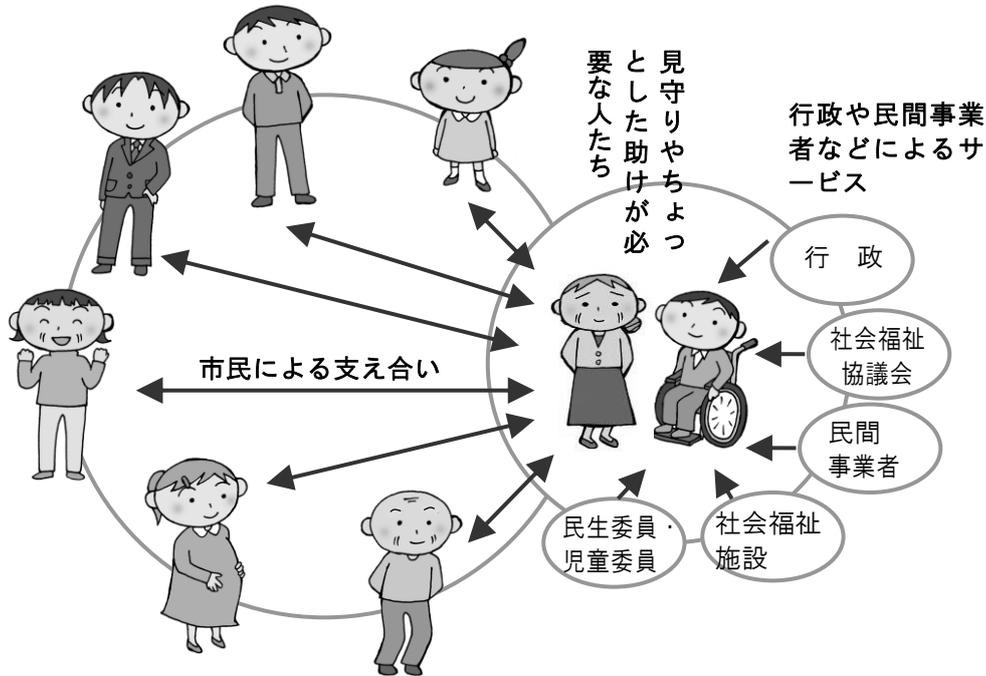
第2期計画においては、「（仮称）ほっとするまちネットワークシステムの構築」と、「（仮称）地域福祉コーディネーター・（仮称）地域福祉推進員（現「ほっとネット推進員）」の育成・配置」の2点について重点的に取り組むとともに、地域福祉計画策定・普及推進委員会の中で計画の進捗確認や、これらの地域福祉を進めていく上でのしくみについて専門的な検討を重ね、平成22年度から「ほっとするまちネットワークシステム（以下、「ほっとネット」という。）」が始動しました。当初は中部圏域のみに1名の地域福祉コーディネーターを配置しましたが、計画最終年度である平成25年度には全圏域がカバーできる4名の配置となり、ほっとネット推進員（第2期計画時点での名称は「地域福祉推進員」と連携しながら、市民と共に地域の課題を解決していく西東京市独自のしくみが徐々に整いつつあるなど、一定の成果が上がっています。

しかし、少子高齢化や核家族化、価値観や生活様式の多様化が進行する中、隣近所の付き合いや地域のつながりが薄れ、地域の中で孤立している人の問題や、支援が必要だが支援に結びついていない人に対する問題など、新たな課題も浮かび上がってきています。

以上のことから、これまでの活動をさらに発展的に進めていき、かつ新たな課題への対応を行っていくために、第2期計画を踏まえ、新たに「第3期西東京市地域福祉計画」を策定（改定）することとなりました。

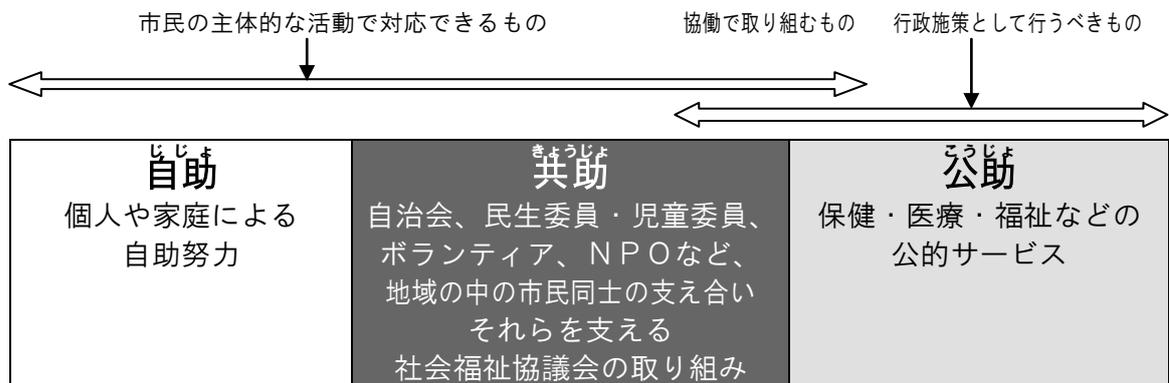
2. 地域福祉とは

地域福祉とは、支援する人も支援される人も、地域で一人ひとりがその人らしい生活を送れるよう、行政や福祉関係機関・団体、サービス提供事業者、市民等が協力してつくる「暮らしやすい地域づくり」を進めることです。



この地域福祉を進めるのが「地域福祉計画」で、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政などが、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせて推進していくものになります。

中でも、身近な地域における暮らしのニーズが多様化している中、市民の支え合いでしか解決できない問題に取り組む「共助」が地域福祉の重要なポイントとなっています。

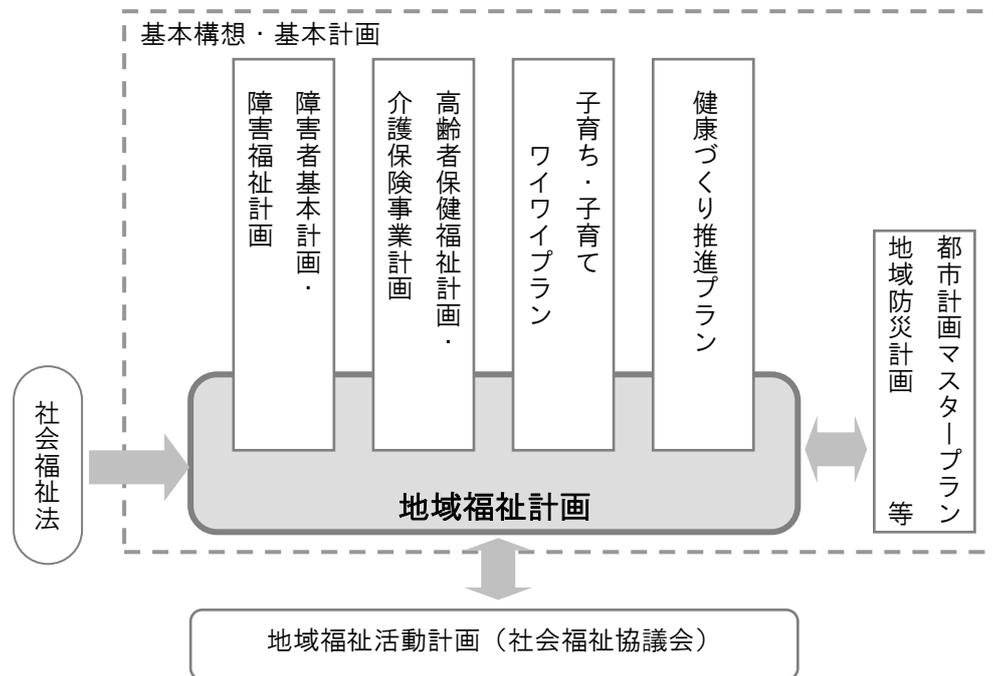


3. 計画の位置付け

本計画は、地域における福祉策を総合的に推進していくための計画であり、社会福祉法第107条に基づく、市町村地域福祉計画として策定したものです。

「基本構想・基本計画」を上位計画とし、その基本理念や将来像、施策に掲げる目標を踏まえています。同時に、各種保健福祉計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者基本計画・障害福祉計画、子育て・子育てワイワイプラン（子育て支援計画）、健康づくり推進プラン）を横断的につなぐ役割を担っています。

また、市民の活動計画として、社会福祉協議会が市民と共に策定した「地域福祉活動計画」と相互に連携を図っていきます。



【社会福祉法（抜粋）】

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

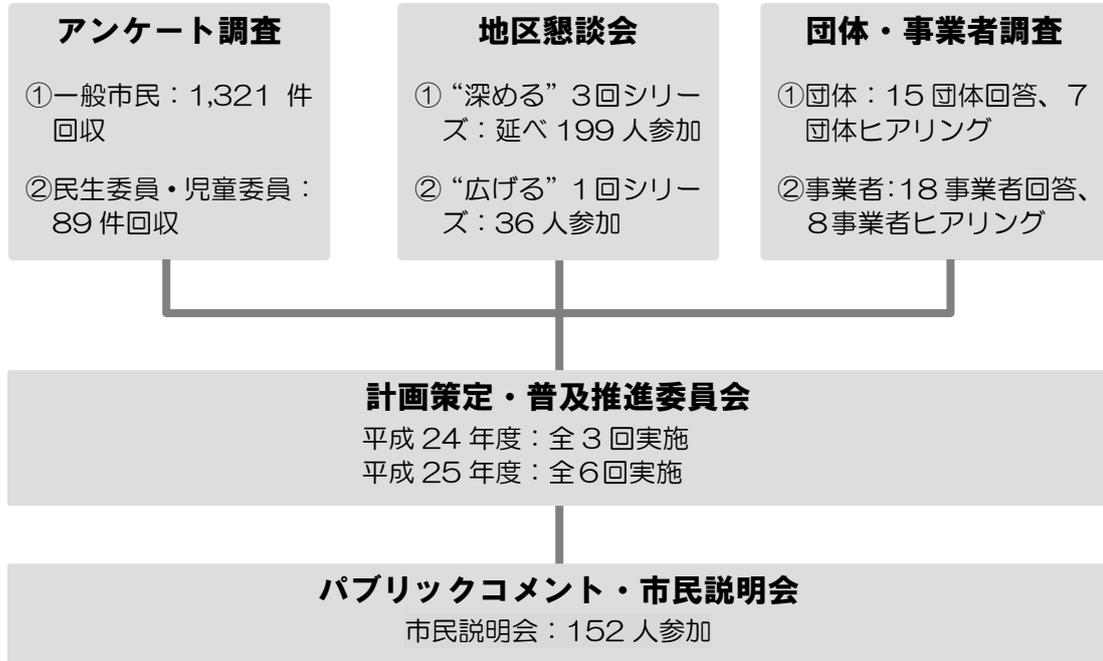
4. 計画の期間

本計画は、平成26年度から平成30年度までの5か年を計画期間とします。

	平成 21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
総合計画	基本構想・基本計画					第2次基本構想・基本計画				
地域福祉計画	第2期					第3期				
地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)	第2次計画					第3次計画				
健康づくり推進プラン	第1次計画				第2次計画(H25～H34)					
子育て・子育てワイ ワイプラン	第1期					第2期 (H27～H36)				
高齢者保健福祉計 画・介護保険事業 計画	第4期		第5期			第6期				
障害者基本計画	基本計画(H16～H25)					基本計画(H26～H35)				
障害福祉計画	第2期		第3期			第4期				

5. 計画の策定方法

本計画は、以下のような過程を経て策定してきました。



(1) アンケート調査

①調査目的

本調査は、本計画の策定にあたり、市民の方の近所付き合いやボランティア活動、地域福祉活動等に関する状況や要望を把握するため実施しました。

②調査設計・回収状況

種類	①一般市民	②民生委員・児童委員
対象	市内在住の18歳以上の市民から無作為抽出	全民生委員・児童委員
配布回収	郵送配布郵送回収	民生委員・児童委員会議にて配布、郵送回収
調査期間	平成24年10月22日～11月5日	
配布・回収	2,500件配布、1,321件回収 (52.8%)	123件配布、89件回収 (72.4%)

（2）地区懇談会

①開催目的・対象者

■“深める”3回シリーズ

本計画の策定にあたり、地域で実際に活動している皆様からのご意見を頂き、計画に現状や取り組みのアイデア、アクションプランとして反映するため実施しました。

対象は、ほっとネット推進員／ふれあいのまちづくり住民懇談会参加者／ささえあい訪問協力員登録者／自治会／民生委員・児童委員／地域福祉コーディネーター／社会福祉協議会／地域包括支援センターなどの、地域で実際に活動をされている方です。

■“広げる”1回シリーズ

本計画の策定にあたり、多くの市民の皆様からのご意見を頂き、計画に反映するため実施しました。

対象は、西東京市在住の方全員です。

②日程及び参加人数

圏域	小学校通学区域		日付（平成25年）	参加人数	延べ人数
中部	田無小、保谷小、泉小、谷戸第二小、本町小	第1回	1/15(火)	17	48
		第2回	1/30(水)	18	
		第3回	2/12(火)	13	
		1回シリーズ	2/23(土)	16	16
北東部	保谷第一小、碧山小、栄小、東小、住吉小	第1回	1/17(木)	20	51
		第2回	1/31(木)	16	
		第3回	2/14(木)	15	
		1回シリーズ	2/23(土)	13	13
西部	谷戸小、中原小、芝久保小、上向台小、けやき小	第1回	1/16(水)	17	46
		第2回	1/29(火)	14	
		第3回	2/13(水)	15	
		1回シリーズ	2/23(土)	4	4
南部	保谷第二小、東伏見小、向台小、柳沢小	第1回	1/18(金)	18	54
		第2回	2/1(金)	19	
		第3回	2/15(金)	17	
		1回シリーズ	2/23(土)	3	3

※1回シリーズは同日ですが、圏域ごとに別会場開催

※圏域については、P42をご覧ください

（3）団体・事業者調査

①調査目的

本計画の策定にあたり、地域福祉に関する団体や事業者の状況や要望を把握するため実施しました。

②アンケート調査

はじめに、市内活動団体・事業者から合計 50 団体を選出し、アンケート調査を実施しました。

種類	①団体	②事業者
対象	市内活動団体	市内活動事業者
配布回収	郵送配布、郵送回収	
調査期間	平成 25 年 5 月 15 日～5 月 27 日	
配布	20 団体	30 事業者
回収	15 団体	18 事業者
回収率	75%	60%

③ヒアリング調査

アンケート回答団体・事業者から、合計 15 団体を選出し、ヒアリング調査を実施しました。

種類	①団体	②事業者
実施数	7 団体	8 事業者
調査期間	平成 25 年 6 月 10 日～6 月 14 日	

（4）計画策定・普及推進委員会

計画策定・普及推進委員会において、計画内容の検討を行いました。

平成 24 年度	9 月 28 日、11 月 13 日、2 月 28 日
平成 25 年度	5 月 14 日、7 月 25 日、9 月 18 日、11 月 8 日、12 月 10 日、2 月 13 日

（5）パブリックコメント・市民説明会

パブリックコメント及び市民説明会において計画書素案を公表し、市民からの意見を募集しました。

種類	パブリックコメント	市民説明会
調査期間	平成 26 年 1 月 6 日～2 月 7 日	平成 26 年 1 月 11 日
意見	4 名 14 件	5 名 6 件